

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 5 年 2 月 1 日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和 4 年 10 月 6 日（木）午前 8 時 40 分頃、周南市臨海町 1 番地の周南市家庭ごみ搬入受付センターにおいて、環境生活部リサイクル推進課会計年度任用職員が、搬入物の検査後、施設利用者の車両後部の跳上式ドアを閉めようとした際、当該ドアが相手方に接触し、相手方が負傷した事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥ 56,742 -

2 専決処分の年月日

令和 5 年 1 月 18 日